

結婚新生活を始めるための費用を助成します ～立科町結婚新生活支援事業～

地域振興係

新婚世帯の住居費および引越費用を助成します。

【対象となる世帯】

次の①～⑤のすべてを満たす世帯が対象となります。

- ① 令和4年1月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、立科町に住民票のある世帯
- ② 婚姻の時点で夫婦いずれかの年齢が満40歳未満であること
- ③ 夫婦の令和4年分(2022年分)の所得の合計額が500万円未満※ であること

※世帯年収約650万円未満に相当

※貸付型奨学金を返済している場合は令和4年中の返済額を取得から控除できません

- ④ 町税等の徴収金に滞納がないこと
- ⑤ 対象となる住居が町内にあること

【対象となる費用】

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの婚姻を機に生じた費用。

- ・ 新規の住宅賃貸費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- ・ 新規の住宅取得費用(中古住宅に限ります。)
- ・ 結婚に伴う引越し費用
- ・ 結婚に伴う住居のリフォーム費用



詳しくは町HPをご覧ください

<https://www.town.tateshina.nagano.jp/soshiki/kikaku/chiikishinko/772.html>

【補助額】

該当した世帯に最大30万円を上限額とし交付します。ただし、ご夫婦ともに29歳以下の世帯には1世帯あたり60万円を上限とし予算の範囲内で交付します。

補助要件や申請手続きは、事前にお問合せください。

お問合せ 地域振興係 電話88-7315

地域おこし協力隊“奔走中”

地域振興係

地域おこし協力隊移住定住促進担当として就任し、残り1年を切りました。2年間移住相談の対応をしてきて感じることは、立科町の認知度を高めるために、観光を含め、町のPRにもっと力を入れたいといけないうことです。例えば、「旅行で立科町に来たことがあります」という方は、立科は良いところだと実体験からそう思っており、「早く移住してきたい」という明確な意思と本気度があります。そういう意味では、観光は移住の入口であり、立科町のことを知らない多くの方々に、観光で遊びに来ていただく重要性を痛感しています。

そのために必要なことは、①官民一体で魅力的な町づくりを続けること、②継続的に情報発信をおこなうこと、③自然と景観を守り、その素晴らしさを維持していくこと。この3つが重要だと思います。

「国道から見える浅間山を背景とした田園風景、そして県道40号線沿いに立ち並ぶ白樺は本当に素晴らしく、感動する」と、立科町を訪れたことがある移住希望者の方々はそのように言います。里山、高原エリアの自然と景観は、立科町にとってとても貴重な観光資源です。立科町の魅力を維持するために、守り続けていかなければいけませんね。

●移住定住促進担当
中平次郎です。



地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。隊員は各自自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年から3年です。具体的な活動内容や条件、待遇等は各自自治体により様々ですが、総務省では、地域おこし協力隊員の活動に要する経費に対して隊員1人あたり480万円を上限として財政措置を行っています。(参照：総務省HP)